

ID: 0431

担当部署: 経済観光部 観光政策課

処分の概要	改修工事の施行命令		
例 規 名 根 拠 条 項	長門市営湯免・黄波戸温泉配湯条例 第9条		
例 規 番 号	平成17年条例第194号		
【根拠条文】 (改修工事) 第9条 市長は、受湯設備について改修の必要があると認めたときは、利用者に対しその改修工事の施行を命じることができる。この場合において、その工事に要した費用は、利用者の負担とする。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 5 月 7 日	最終変更年月日	令和 年 月 日